

訪問介護及び指定相当訪問型サービス事業 重要事項説明書

1 事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 0739-55-2580(午前8時30分～午後5時15分)

担当 地本 達行

*ご不明な点は、何でもおたずねください。

2 事業者

法人名 社会福祉法人すさみ町社会福祉協議会
法人所在地 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4133
電話番号 0739-55-4104
代表者氏名 会長 堀谷 敏夫

3 事業所の概要

(1) 事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	社会福祉法人 すさみ町社会福祉協議会
所在地	和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4133 すさみ町地域福祉センター
介護保険指定事業者番号	指定訪問介護事業3072400793号
総合事業指定事業者番号	指定相当訪問型サービス事業3072400793号
サービス提供地域*	すさみ町全域
同事業所のサービス	通所介護事業・通所介護従前相当サービス事業 居宅介護支援事業・配食サービス 自家用有償旅客運送事業

* 上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談ください。

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	すさみ町社会福祉協議会(以下「本会」という。)が開設する指定訪問介護・指定相当訪問型サービス事業所(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護・指定相当訪問型サービス事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修会を修了した者が、要介護状態又は要支援状態等にある者に対し、適正な指定訪問介護等を提供する事を目的とします。
-------	---

運営の方針	<p>事業所の訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。</p> <p>事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとします。</p> <p>上記の他、事業の運営に当たって、指定訪問介護においては「和歌山県指定居宅サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年和歌山県条例第65号)」、指定相当訪問型サービス事業においては「田辺市が定める基準」を遵守します。</p>
-------	--

(3) 営業日及び営業時間

営業日	1月1日から1月3日まで休業 但し必要とする場合は訪問します
営業時間	午前8時30分～午後5時15分
サービス提供時間	午前8時30分～午後9時30分

4 事業所の職員体制（ 年 月現在）

職 種	常勤	非常勤	業 務 内 容
管理者	1名 (兼務)		従業者の管理及び業務の管理を行います。
サービス提供責任者	名		サービス提供計画書作成や訪問介護員との連絡などサービス提供業務に伴う全般を行います。
訪問介護員	名	名	訪問介護サービス並びに指定相当訪問型サービス事業の提供にあたります。
介護福祉士	名	名	
ヘルパー2級	名	名	

5 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者の居宅に訪問し、以下のサービスを提供します。

(1) サービスの概要

① 身体介護

- ・健康チェック(安否確認、顔色・発汗・体温等の健康状態のチェック)
- ・環境整備(換気、室温・日あたりの調整、ベッドまわりの簡単な整頓等)
- ・身体介護に関する相談援助、情報収集・提供
- ・排せつ介助(トイレ介助、おむつ交換等)
- ・食事介助
- ・清拭、入浴(手浴・足浴等の部分浴含む)、洗髪、洗面
- ・身体整容(爪切り、耳そうじ、髭の手入れ、髪の手入れ、簡単な化粧等)
- ・更衣介助

- ・体位変換、移動・移乗介助、通院・外出介助
- ・起床及び就寝介助
- ・服薬介助
- ・その他

②生活援助

- ・健康チェック(安否確認、顔色等のチェック)
- ・環境整備(換気、室温・日あたりの調整等)
- ・家事援助に関する相談援助、情報収集・提供
- ・掃除
- ・洗濯
- ・ベッドメイク、布団干し
- ・衣類の整理・被服の補修
- ・一般的な調理、配膳
- ・買い物、薬の受け取り
- ・その他

(2) サービス利用料金

<要介護と認定された方(一回あたり)>

[昼間帯:午前8時～午後6時]

サービス内容	時 間	利用料金	自己負担分		
			1割	2割	3割
訪問介護費 生活援助	20分以上 45分未満	2,050円	205円	410円	615円
	45分以上	2,530円	253円	506円	759円
訪問介護費 身体介護	20分未満	1,870円	187円	374円	561円
	20分以上 30分未満	2,800円	280円	560円	840円
	30分以上 60分未満	4,450円	445円	890円	1,335円
	60分以上 90分未満	6,520円	652円	1,304円	1,956円
	90分以上 30分増す毎に	940円	94円	188円	282円

※利用料金には、特別地域加算(訪問介護費の15%)が含まれています。総利用額は、1か月を利用した回数の合計で計算されるので、端数処理の関係により上記自己負担分に利用回数に乗じた金額とは必ずしも一致しません。

※2名の訪問介護員がサービスを提供した場合は、上記金額の2倍となります。

※夜間(午後6時～10時)又は早朝(午前6時～8時)にサービスを提供した場合は、上記金額の25%増しとなります。

※深夜(午後10時～午前6時)にサービスを提供した場合は、上記金額の50%増しとなります。

	利用料金	自己負担分		
		1割	2割	3割
初回加算(一月あたり)	2,000円	200円	400円	600円

※新規(過去2か月間に利用がない場合も含む)のご利用者に対して、初回又は初回に実施したサービスと同月内に、サービス提供責任者が訪問し、サービスを提供した場合又は他の訪問介護員が訪問しサービスを提供する際に同行訪問した場合に加算されます。

	利用料金	自己負担分		
		1割	2割	3割
緊急時訪問介護加算(一回あたり)	1,000円	100円	200円	300円

※ご利用者やそのご家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合に加算されます。

	利用料金	自己負担分		
		1割	2割	3割
生活機能向上連携加算Ⅰ	1,000円	100円	200円	300円
生活機能向上連携加算Ⅱ	2,000円	200円	400円	600円

※生活機能向上連携加算は次の場合に加算されます。

生活機能向上連携加算Ⅰ

①訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士・医師からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成すること。

②当該理学療法士等は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うことを定期的に行うこと。

生活機能向上連携加算Ⅱ

①サービス提供責任者が、訪問リハビリテーション・通所リハビリテーション又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士・医師がリハビリテーションの一環として利用者宅を訪問する際に同行する等により共同して行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画を作成していること。

②当該理学療法士等と連携して訪問介護計画に基づくサービス提供を行っていること。

介護職員等処遇改善加算

※介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行い、介護保険総利用額に下記の加算率を加算します。

I	24.5%	III	18.2%
II	22.4%	IV	14.5%

<要支援・事業対象者と認定された方(一月あたり)>

	対象者	利用料金	自己負担分		
			1割	2割	3割
訪問型サービスⅠ <1週に1回程度>	事業対象者 要支援1・2	13,520円	1,352円	2,704円	4,056円
訪問型サービスⅡ <1週に2回程度>	事業対象者 要支援1・2	27,010円	2,701円	5,402円	8,103円
訪問型サービスⅢ <1週に3回程度>	要支援2	42,860円	4,286円	8,572円	12,858円

※利用料金には、特別地域加算(指定相当訪問型サービス事業費の15%)が含まれています。総利用額は、1か月を利用した回数の合計で計算されるので、端数処理の関係により上記自己負担分に利用回数に乗じた金額とは必ずしも一致しません。

	利用料金	自己負担分		
		1割	2割	3割
初回加算(一月あたり)	2,000円	200円	400円	600円

※新規(過去2か月間に利用がない場合も含む)のご利用者に対して、初回又は初回に実施したサービスと同月内に、サービス提供責任者が訪問し、サービスを提供した場合又は他の訪問介護員が訪問しサービスを提供する際に同行訪問した場合に加算されます。

	利用料金	自己負担分		
		1割	2割	3割
生活機能向上連携加算	1,000円	100円	200円	300円

※生活機能向上連携加算は次の場合に加算されます。

- ①サービス提供責任者が、介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士(以下「理学療法士等」という。)による介護予防訪問リハビリテーションに同行し、理学療法士等と共同して行ったアセスメント結果に基づき第1号訪問サービス計画を作成していること。
- ②当該理学療法士等と連携して指定相当訪問型サービス計画に基づくサービス提供を行っていること。

介護職員等処遇改善加算

※介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行い、介護保険総利用額に下記の加算率を加算します。

I	24.5%	III	18.2%
II	22.4%	IV	14.5%

☆ご利用者の負担額は、原則として利用料金の1割(一定以上の所得のある方は2割又は3割)の額です。但し、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、超えた額の全額がご利用者の負担となります。

(3) 交通費

通常の事業実施地域以外の地域の居宅を訪問し、サービスを提供する場合は、それに要する交通費の実費をいただきます。なお、自動車を使用した場合は、次の額をいただきます。

①事業所から片道おおむね3km未満の場合は無料。

②事業所から片道おおむね3km以上の場合は、1kmごとに200円を加算します。

(4) 利用料金のお支払い方法

利用料は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までにお支払いください。払込の方法は、金融機関口座からの自動引き落としとなります。

※口座自動引き落としは、翌月末日に引き落としいたします。但し、取引金融機関が休業日の場合は翌営業日に引き落としいたします。

(5) 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止、変更、または新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービス実施日の前日までに事業者申し出てください。

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

6 サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

但し、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

①ご利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。但し、ご利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

②事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合はご利用者及びそのご家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

ご利用者は[5.当事業所が提供するサービス]で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②訪問介護及び指定相当訪問型サービス事業の実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたってご利用者の事情・意向に十分配慮するものとします。

③備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等(水道・ガス・電気を含む)は無償で提供させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

(4) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご利用者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

①医療行為

②ご利用者もしくはそのご家族等からの金銭又は物品の授受

③ご利用者の家族等に対するサービスの提供

④飲酒及びご利用者もしくはそのご家族等の同意なしに行う喫煙

⑤ご利用者もしくはそのご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑥その他利用者もしくはそのご家族等に行う迷惑行為

7 守秘義務等

(1) 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供する上で知り得たご利用者及びそのご家族等に関する事項を正当な理由なく漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了後も継続します。

(2) 事業者は、ご利用者に緊急の医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

(3) 前2項にかかわらず、ご利用者に係る他の居宅介護支援事業者及び介護予防ケアマネジメント事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、ご利用者又はそのご家族等の個人情報を用いることができるものとします。

8 事故発生時及び緊急時の対応

サービスの実施中にご利用者の病状に急変が生じた場合、又は事故が発生した場合、その他必要な場合は、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者等に報告します。

9 災害時対策

災害時対策は、地震(津波)対策、火災・風水害対策とし、災害が発生又は発生する恐れのある場合には、すさみ町役場との連携を図るとともに、迅速・適切に対応するため、すさみ町社会福祉協議会が定める防災計画(避難計画)に従い適切な処置を講じます。

10 苦情の受付について

相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いています。担当者が不在の時は、基本的な事項については、誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継いでいます。

(1) 当事業所における苦情やご相談は以下の担当者にて承ります。

担 当	電 話
地本 達行	0739-55-2580

(2) 行政機関その他苦情受付機関

受 付 窓 口	電 話
すさみ町役場環境保健課	0739-55-2004
和歌山県国民健康保険団体連合会	073-427-4665
和歌山県社会福祉協議会 和歌山県運営適正化委員会	073-435-5527

(3) 利用者からの苦情を処理するための講ずる措置の概要

①円滑かつ迅速に苦情の処理を行うための処理体制・手順

- ・苦情があった場合は、直ちに相手方に連絡をとり、直接行くなどして詳しい事情を聞くとともに、苦情に関係する担当者からも事情を確認します。
- ・相談担当者が、必要があると判断した場合は、管理者まで含めた検討会議を行います。(検討会議を行わない場合も、必ず処理結果を管理者まで報告します。)
- ・検討の結果、翌日までに必ず具体的な対応をします。(ご利用者への謝罪等)
- ・記録を台帳に保管し、再発を防ぐために役立てます。

②その他参考事項

- ・普段から苦情が出ないようサービス提供を心がけます。

(4) 第三者評価について

- ・当事業所では第三者評価を実施していません。

訪問介護サービス及び指定相当訪問型サービス事業の提供の開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明させていただきました。

説明者 氏 名

印

私は、本書面により事業者から重要事項の説明を受け、訪問介護サービス及び指定相当訪問型サービス事業の提供開始に同意し、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

年 月 日

利用者 住 所 和歌山県西牟婁郡すさみ町

氏 名

印

(代理人) 住 所

氏 名

印

事業者 住 所 和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見4133

氏 名 社会福祉法人 すさみ町社会福祉協議会
会 長 堀谷 敏夫